

概要版

第2次 粕屋町男女共同参画計画



「あなたらしさ」を認め合う
希望の花咲くまち かすや



令和7年3月
粕屋町

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。(男女共同参画基本法より)

計画の基本理念

まちづくりの基本理念および「粕屋町男女共同参画推進条例」の第3条に掲げられた基本理念に鑑み、男女共同参画社会の形成に向けて粕屋町が目指すべき姿を示すものとして、本計画の基本理念を以下のように定めました。

「あなたらしさ」を認め合う



希望の花咲くまち かすや



計画の期間

この計画は、2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間を計画の期間としています。この計画の中間年である2029年度(令和11年度)には、社会情勢の変化や関連法の改正などを踏まえて、計画の点検と見直しを行います。

令和
7年度

令和
8年度

令和
9年度

令和
10年度

令和
11年度

令和
12年度

令和
13年度

令和
14年度

令和
15年度

令和
16年度



前期計画期間

後期計画期間

進捗状況を毎年把握し、点検

計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	基本施策
「あなたらしさ」を認め合う 希望の花咲くまち かすや	I 男女共同参画社会 実現のための 意識づくり	1 男女共同参画についての 意識啓発	(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供
		2 男女共同参画についての 教育・学習の推進	(1) 教育・保育における男女平等教育の推進 (2) 生涯学習における男女共同参画の推進
	II 男女が共に能力を 発揮できる 社会づくり 粕屋町女性活躍 推進計画	1 女性の就労支援	(1) 事業所等への啓発・情報提供 (2) 女性の再就労支援
		2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及促進
		3 政策・方針決定の場 への女性の参画推進	(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用 (2) 地域活動における男女共同参画の促進
	III 男女が共に 参加し支えあ うまちづくり	1 子育て・介護と 就労の両立支援	(1) 子育て・介護と就労との両立支援
		2 困難な状況に置かれて いる人への支援	(1) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる 環境の整備
			(2) ひとり親家庭への支援
			(3) 配慮を必要とする人々への支援
	IV 男女が安心して 健やかに暮らせる 環境づくり	1 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに配慮した健康支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖 に関する健康と権利）に関する理解の促進
		2 あらゆる暴力の根絶	(1) DV防止のための啓発
			(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実 (3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた 取組の推進
		3 防災における 男女共同参画の促進	(1) 防災における男女共同参画の促進
	推進体制	(1) 特定事業主行動計画の推進	
		(2) 推進体制の整備	
		(3) 計画の点検・評価	

男女共同参画社会実現のための意識づくり

固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

基本施策1

男女共同参画についての意識啓発

(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進

- 男女共同参画に関する情報の提供
- 男女共同参画に関する講座・講演会等による啓発
- 制度や慣行の見直しに向けた啓発

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- 男女共同参画週間における情報発信

基本施策2

男女共同参画についての教育・学習の推進

(1) 教育・保育における男女平等教育の推進

- 乳幼児期からの男女平等教育の推進
- 学校教育における男女平等教育の推進
- 男女平等教育に関する教職員の研修
- 保育所・幼稚園職員への研修
- 性的少数者への配慮
- 性教育の推進

(2) 生涯学習における男女共同参画の推進

- 地域・団体への啓発
- 出前講座による学習機会の提供

成果指標

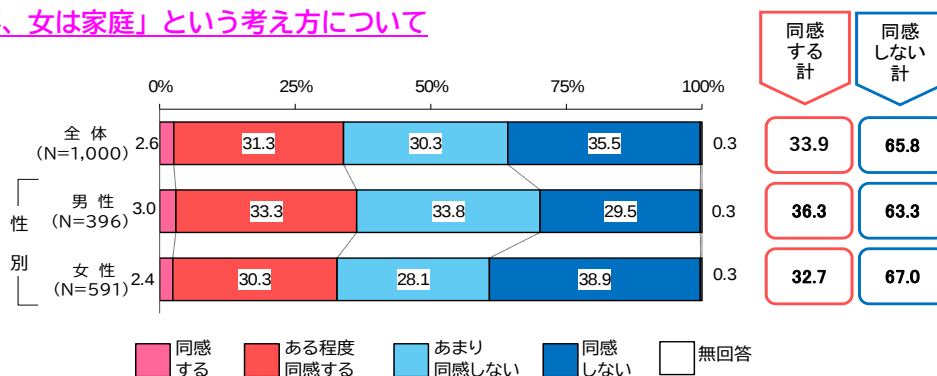
■「男女共同参画社会」の認知率

63.6% ➡ 70.0%

■「男は仕事、女は家庭」に同感しない人の割合

65.8% ➡ 70.0%

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



令和5年度「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」

重点的な取組

町民の理解を深める啓発活動の継続的な推進

町民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は全体的には解消されつつありますが、年齢の高い層には根強い傾向にあるなど、課題が残ります。男女共同参画社会に関わる啓発活動の継続的な推進が必要です。

住民が自身の問題としてジェンダー平等を実現する担い手となれるよう、生活の実情や蓄積された体験の違いに配慮して効果的な啓発事業に取り組みます。条例やホットラインなど町独自の事業の周知を高めていく取組も進めます。

男女が共に能力を発揮できる社会づくり

就労場での男女共同参画を推進し、職業生活における女性の参画を促進していきます。また、男女が共に人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスを推進します。さらに町政や地域活動における政策や方針決定の場に男女が対等に参画する環境づくりを進めます。

基本施策1

女性の就労支援

(1) 事業所等への啓発・情報提供

- 法律や制度についての啓発
- 指名登録事業者への意識啓発
- 農業・商工自営業への男女共同参画に関する啓発

(2) 女性の再就労支援

- 女性の労働に対する支援
- 女性の再就労に関する情報提供



基本施策2

ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発
- 男性の家事・育児・介護への参画意識の形成
- 父親の育児参加機会の提供

基本施策3

政策・方針決定の場への女性の参画推進

(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用

- 各種審議会等への女性登用率の向上
- 各種審議会等の女性委員への情報提供と人材育成

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

- 地域・団体への啓発
- 地域活動における女性リーダーの参画促進

成果指標

■各種審議会の女性の登用率

34.1%  50.0%

■地域の役職の女性の登用率

4.2%  15.0%

重点的な取組

地域の人材発掘と育成

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。

地域活動が男女平等で進められるよう、今以上の啓発やリーダーの育成に向けた研修が重要です。

県と連携しながら女性の地域リーダー育成事業取り組みます。また、女性役員の参画促進、働く世代の男女に地域活動の促進などについての模範事例も広く紹介していきます。

■女性の参画・登用状況（令和6年4月1日時点）

（単位：人・％）

	総 数	男 性	女 性	女性の割合
審議会等	232	153	79	34.1
町議会議員	16	14	2	12.5
行政区長	24	23	1	4.2
PTA役員	63	35	28	44.3

男女が共に参加し支えあうまちづくり

性別に関わらず、子育てや介護等と仕事との両立ができるように支援策を充実します。また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちなど多様な困難を抱えた人々が安心して暮らし、社会参画が実現できるように支援の取組を進めます。

基本施策1

子育て・介護と就労との両立支援

(1) 子育て・介護と就労との両立支援

- 子育てと就労の両立支援サービスの充実
- 介護と就労の両立支援サービスの充実
- 講座・会議等での託児の実施



基本施策2

困難な状況に置かれている人への支援

(1) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

- 介護者・養護者に対する支援の充実
- 自立支援施策の充実

(2) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援
- ひとり親家庭の相談の充実

(3) 配慮を必要とする人々への支援

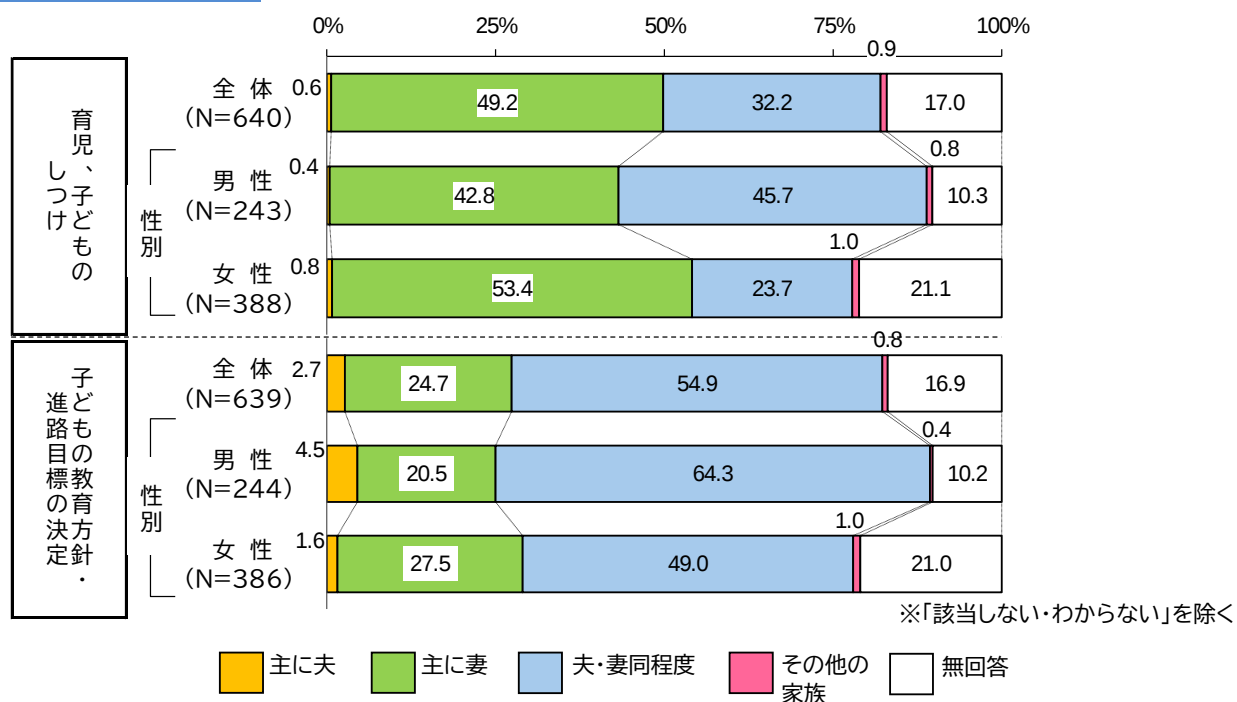
- 様々な困難を抱える人々への支援
- 多様な性の理解促進と支援

成果指標

■「育児、子どものしつけ」の役割分担を夫と妻と同程度で行っていると答えた人の割合

32.2% → 40.0%

■家庭内の役割分担について



令和5年度「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」

男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

誰もが生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。

基本施策1

生涯を通じた健康支援

(1) ライフステージに配慮した健康支援

- ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 健康課題に応じて取り組む健康づくりへの支援

(2) リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進

- リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供・啓発
- 女性の心身の健康に関する情報提供・支援
- 性教育の推進

基本施策2

あらゆる暴力の根絶

(1) DV防止のための啓発

- DV防止に関する啓発の充実
- デートDV防止に関する教育

(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実

- 相談窓口等の情報提供と支援
- 関係職員及び機関のDVへの理解促進
- かすや地区女性ホットラインの周知
- 関係機関との連携
- 個人情報保護の徹底
- DV被害者の自立支援

(3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進

- 性暴力根絶に向けた啓発
- 性暴力被害者保護と自立支援策の周知
- ハラスメントの防止のための啓発

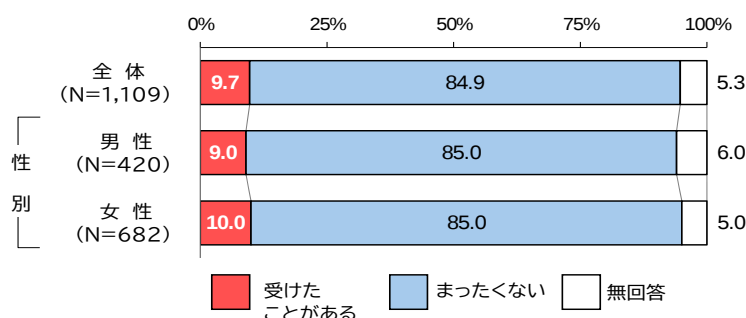
基本施策3

防災における男女共同参画の促進

(1) 防災における男女共同参画の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策
- 自主防災組織での女性の活躍促進

■この3年間のDVの被害経験



令和5年度「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」

成果指標

■DVに関する相談窓口の認知率

14.8% ↗ 70.0%

■「暴力を受けた経験のある人のうち相談をしなかった人」の割合※

52.7% ↘ 30.0%

※現状値は、『DV相談窓口「かすや地区女性ホットライン」の認知率

粕屋町男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (5) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

本計画とSDGsとの関連性

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGsでは2030年(令和12年)までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。本町においても、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて取組を推進します。

■本計画と関連しているSDGsゴール



発行 粕屋町 協働のまちづくり課

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL 092-938-0173(直通) FAX 092-938-3150